



飲食店向け 第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

兵庫県による時短要請により、3月7日(月)から3月21日(月)までの休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を兵庫県が支給します。

(対象者) 兵庫県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

(支給要件)原則として、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業(休業を含む)等に協力していただいた店舗単位に支給します。

(対象期間)第11期:令和4年3月7日(月)~3月21日(月)

(申請期間)令和4年3月31日(木)~5月20日(金)

(協力金額)「兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度」の取得や対応内容により下記の通りとなります。

(パターンA) 要請期間の初日以前から「認証店」であった場合

区分	店舗の対応	適用される協力金日額
時短営業1.	21時までの時短営業(酒類提供20時30分まで)	2.5万円~7.5万円
時短営業2.	20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業	3万円~10万円
時短営業1.	時短営業期間の途中で、時短営業1.から時短営業2.へ、または時短営業2.から時短営業1.へ変更	(時短営業1.を行った日)2.5万円~7.5万円
時短営業2.		(時短営業2.を行った日)3万円~10万円

(パターンB) 要請期間の途中で「認証店」となった場合

区分	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店	非認証店時: 20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業	(時短営業を行った日)3万円~10万円
時短営業1.	認証店となった後	(時短営業1.を行った日)2.5万円~7.5万円
時短営業2.		

(パターンC) 要請期間を通して「非認証店」であった場合

区分	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店	20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業	3万円~10万円

(お問い合わせ) 兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンター

078-361-2501 (平日 9:00~17:00)

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin11.html>)

事業復活支援金について (再掲)

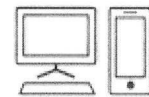
給付対象は次の①②を満たす中小法人・個人事業者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※申請期間:2022年5月31日(火)まで

(お問い合わせ)相談窓口 0120-789-140(土日・祝日含む全日 8:30~19:00)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

小規模事業者持続化補助金（一般型）について

本補助金は、小規模事業者の方が経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

※本補助金は、審査があり、不採択になる場合があります。また、補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いとなりますので、ご注意ください。

■公募期間：受付開始 2022年3月29日(火)

○第8回受付締切：2022年6月3日(金)

事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 2022年5月27日(金)

○第9回受付締切：2022年9月中旬

事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 2022年9月上旬

○第10回受付締切：2022年12月上旬

事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 2022年12月上旬

○第11回受付締切：2023年2月下旬

事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 2023年2月下旬

補助上限額

【通常枠】50万円【賃金引上げ額】200万円【卒業枠】200万円

【後継者支援枠】200万円【創業枠】200万円【インボイス枠】100万円

※公募要領、申請様式等は加東市商工会ホームページよりダウンロードしてください。

◆応募にあたり、補助金申請者が所在する地域の商工会で書類の確認が必要なため受付締切日までに余裕を持った日程で商工会にご相談ください。

尚、商工会議所地域に所在する事業所は、該当地域の商工会議所へご相談ください。

令和4年度雇用保険料率改正のお知らせ

◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変わります。
- ・令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変わります。
- ・年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL040330保01

専門家による特別相談窓口開設のお知らせ

日 時：毎週金曜日 10:00~17:00

会 場：加東市商工会

相談無料

【相談内容】

- ・コロナ支援策について知りたい。
- ・事業復活支援金の申請方法を教えてほしい。
- ・持続化補助金の申請を検討している。
- その他、DXやインボイス等の国の支援策について、なんでもご相談ください。

※ご相談にあたっては、事前の予約が必要です。

お問い合わせ：加東市商工会 経営支援課

☎0795-42-0253

令和4年度 事務局体制のお知らせ

【事務局長】加藤 幸雄

<業務推進課>

【課長】谷川 裕司

【主任】西岡 幸

【専門員】岸本 賢一

【嘱託職員】井上 倫

<就労支援室>

【就労支援員】福永 由美

【就労支援員】山本 京子

<経営支援課>

【課長】柳 隆之

【主査】北島 若奈

【主査】岸本 友紀

【主任】寺本 勝哉

【主事】波部 祐輝

【臨時職員】明井祐佳